

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	王 昕
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	国社博甲第254号
学位授与年月日	平成27年3月25日
学位授与の根拠	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
研究科(学府)・専攻名	国際社会科学研究科 国際経済法学専攻
学位論文題目	行政指導をめぐる日中の比較研究 — 通商産業政策における行政指導を中心に
論文審査委員	主査 横浜国立大学 荒木 一郎 教授 横浜国立大学 柳 赫秀 教授 横浜国立大学 氏川 恵次 教授 横浜国立大学 小池 治 教授 名古屋大学 川島 富士雄 教授

論文の要旨

本論文は、中国と日本の行政指導の比較を通じて、両国の通商産業行政のあり方の相違点とその理由を探ろうとするものである。行政指導は、日本において研究の歴史も実践の歴史も長い。日本の行政指導については、行政法学、行政学、政治学などさまざまな視点から行政指導を研究する先行研究がある。また、実践の面において、日本では戦後から高度成長期にかけて、繊維産業や電子産業など幅広い分野において、生産量、価格等を制限する行政指導や、合理化カルテル・不況カルテルを組織するための行政指導などが行われていた。自由化の流れに従って、通商政策と産業政策の実施手段としての行政指導に対する評価も賛否両論である。

Chalmers Johnsonは開発主義を評価する立場から、行政指導に一定の価値を見出しているが、これは後に日本異質論や日本株式会社論の根拠ともされている。確かに、Johnsonが述べたように、高度成長期に日本政府の行政指導が政策制定および実施において大きな力を持っていたことは否定できない。しかし、検討の対象をより広くすれば、Johnsonの論述の中に見逃されているところがあるのではなからうか。

筆者は以下の問題意識に基づいて、両国の行政指導の比較を通じて、中国と日本の通商産業行政の相違点およびその理由を開発主義国家の視点から分析した。まず、日本的行政指導に関して、①通商産業政策における行政指導はどのように日本の高度成長期の開発主義の特徴を表していたか、②繊維産業と半導体産業を具体的事例として、それぞれの産業において行政指導の本当の姿はいかなるものなのか、③日本の高度成長期に行政指導が多用された理由は何かという点について検討した。また、中国の行政指導について、①中国で行政指導はどのように議論されているか、②中国の通商産業政策における行政指導は中国社会において如何なる問題に直面しているかという問題意識から検討を行った。最後に、行政指導は中国で今後一層活用されるべきかどうか、中国における行政指導の実施に当たり注意すべき問題点は何かについて考察した。

本論文において、通商産業政策における行政指導を研究対象とする理由は以下の2つである。まず、筆者は長い間経済政策に関心を抱いてきており、各国の発展モデルに非常に興味がある。また、日本と中国の行政のあり方を全体として比べようとする、さまざまな面で異なりすぎて比較が困難とも考えられるが、高度成長期の日本と1978年以降の中国には開発主義国家という側面において類似するところがあると思われるので、比較の前提条件が揃いやすい。なぜなら、両国の経済発展歴史から見れば、経済発展を他の目標より優先的な目標とする時期がそれぞれあり、開発主義の一般的な定義からすれば、両国ともこれに当てはまるからである。本論文は開発主義国家としての両

国の類似点だけでなく、経済政策の実施手段としての行政指導を研究することによって、その相違点にも注目した。つまり、通商産業政策における行政指導への研究を通じて、日本の経済行政においてしばしば見られる存在するボトムアップ型行政方式と中国において典型的なトップダウン型行政方式をそれぞれ明らかにした。そして、通商産業政策における行政指導の研究を通じて、日中両国における開発主義の下で、経済行政実施手法の具体的相違点を研究し、中国で有力な行政指導に対する積極的評価について、筆者の見解をまとめた。

具体的には、本論文は以下のように構成される。第1章では、まず、開発主義国家 (Developmental State) の理論的枠組みについて、開発主義国家の概念の提起、その具体的内容、およびJohnsonとその後について開発主義国家の研究を広げてきた研究者たちの研究経緯を述べる。また、日本の高度成長期の開発主義を中心とし、この高度成長期に日本政府は如何に開発主義を実行してきたのか、開発主義に辿りつく道のりの実態はどうだったか、及び開発主義から新自由主義への展開を明らかにした。さらに、中国の開発主義について、中国の開発主義国家としての特徴とその理由及び中国の発展モデルについての議論を紹介した。

第2章は、先述した日本の行政指導をめぐる問題意識を解明するため、高度成長期に日本の通商産業政策の歴史、およびこの時期に多用されていた行政指導の一般論理を述べた上、繊維産業と電子産業を例として、行政指導の具体的なあり方を検討する。第2章の研究から導かれる結論は、日本の高度成長期に行政指導が役に立った理由は日本独特な行政方式、異常に緊密な官民関係、及び当時の国際社会にあったということである。日本の行政指導で重要だったのは、政府から民間へというトップダウンの意思決定過程ではなくて、民間から政府へというボトムトップの下意上達の過程であった。

第3章は、中国の行政指導への問題意識をめぐって、中国の通商産業政策における行政指導を中心に検討する。事例研究の部分では繊維産業と半導体産業を取り上げ、この2つの産業における中国の行政指導の在り方を明らかにする。中国では1978年の改革開放政策を境目として、中国は計画経済から市場経済へと移行している。自由化の進展につれて、たくさんの産業に民間企業の進出が許され、国有企業と民間企業の対立の中、大量の民間企業の進出は以前の体制を打破しはじめ、市場という見えない手の下で自由競争が盛んになっている。この移行期における中国の行政指導は計画経済の影響も受け、極端から極端に走るように、行政指導を実施する政府の権限も減少しており、その実効性を保証する社会的仕組みもないため、学説上で行政指導を提唱しても、実際には運用しがたい状況であった。また、最近の「国進民退」の傾向の中で、政府権限が拡大する中、トップダウン型の行政指導がかつての日本と同じような意味で有効には作用しないのではないかと考えられる。

第4章ではまとめと結論に分かれる。まとめの部分では、日中の通商産業政策における行政指導の比較を総括し、結論の部分では、開発主義国家の理論的枠組みに基づいて、中国と日本でそれぞれ異なる行政指導の姿から日中の発展モデルの相違を示した上で、中国において行政指導を推進することに関する懸念を提示する。

本論文の結論として、日本の行政指導には深い文化的歴史的由来があることを指摘した。稟議制に代表的に見られるようなボトムアップ型の行政方式は日本の伝統であり、これは日本の行政指導が成り立つ根本的な原因であると考えられる。高度成長期の通商産業政策における行政指導には以下の2つの特徴があった。第1は、通商産業政策の遂行過程において、各業界の主要企業から政府への情報提供が重要な役割を果たしていたこと。第2は、経済の自由化前には政府が外貨割当などの権限を持って、行政指導の実効性を実現させていたこと。これに対し、中国において行政指導が議論される背景は、日本と大いに異なっている。中国にとって行政指導は日々増している官民間の対立を和らげるための「舶来品」の概念として利用されている。古くからトップダウン型の行政方式を採っている中国においては、日本で成功した行政指導という方式を表面的に導入しても、それが本当の意味で非強制的、ソフトな行政手段としてうまく機能できるかどうかという点に疑問が生じる。高度成長期後の日本が行政指導という手法を徐々に放棄し、むしろそれに対する法的規制を強化していったのと同じように、今日の中国にとっては、行政的権力集中の解体こそが課題であって、決してその強化が望ましい方向ではあり得ないというのが筆者の結論である。

審査結果の要旨

「行政指導をめぐる日中の比較研究—通商産業政策における行政指導を中心に」と題する本論文は、中国と日本の行政指導の比較を通じて、両国の通商産業行政のあり方の相違点とその理由を探ろうとするものである。

日本の通商産業政策の実施手段としての行政指導の成果については、経済学者の間でも見解が分かれている。現代においては、行政手続法の制定に見られるように、行政指導についてはむしろコントロールすべき対象として批判的に見る見解が有力である。これに対し、中国の学界では行政指導について行政によるソフトな経済介入の手法として高く評価する声大きい。著者の関心は、このような違いの生じた理由を探ることにある。

著者は、結論として日本の行政指導には深い文化的歴史的由来があるという。稟議制に典型的に見られるようなボトムアップ型の意思決定方式は日本の伝統であり、これは日本の行政指導が成り立つ根本的な原因であると考えられる。高度成長期の通商産業政策における行政指導には以下の2つの特徴があった。第1は、通商産業政策の遂行過程において、各業界の主要企業から政府への情報提供が重要な役割を果たしていたことであり、第2は、経済の自由化前には政府が外貨割当などの権限を持って、行政指導の実効性を実現させていたことである。これに対し、中国において行政指導が議論される背景は、日本と大いに異なっている。中国にとって行政指導は日々増している官民間の対立を和らげるための「舶来品」の概念として利用されている。古くからトップダウン型の行政方式を採っている中国においては、日本で成功した行政指導という方式を表面的に導入しても、それが本当の意味で非強制的、ソフトな行政手段としてうまく機能できるかどうかという点に疑問が生じる。高度成長期後の日本が行政指導という手法を徐々に放棄し、むしろそれに対する法的規制を強化していったのと同じように、今日の中国にとっては、行政的権力集中の解体こそが課題であって、決してその強化が望ましい方向ではあり得ないというのが著者の結論である。

本論文は、「行政指導」というレンズを通して日本と中国の通商産業政策の特徴を解明したもので、その点において独創性がある。日本と中国の多数の文献（理論面に関しては英語文献も）を読破した上での論述となっており、本文の緻密な分析と叙述は印象的である。また、中国において盛んに提唱される行政指導の有用性という考え方について、日本と中国の文化的・歴史的背景の違いから、「舶来品」としての行政指導を表面的に導入してみても、高度成長期の日本のような成果は期待できないとするところは、中国政府に対する政策提言としても意味があると思われる。

他方、膨大な文献を渉猟してまとめ上げた労作にしては、細部の論証の詰めが十分でなく、物足りない印象が残ることも事実である。たとえば、中国における行政指導の作用について、産業類型ごとに問題点を洗い出してみれば、より深い分析ができたのではないかと思われる。また、現在の中国経済について、一般論としては著者の言うとおりの「国進民退」という現象が観察されるわけであるが、2013年の三中全会において「改革の全面的深化」が打ち出され、大胆な自由化路線が表明された後でもそうなのかといった点は、本論文では触れられていない。

もっとも、これらの問題点は本論文の本質的欠陥というわけではなく、むしろ今後の課題としてとらえるべきものである。

以上のことから、本論文審査委員一同は、王昕氏の学位請求論文「行政指導をめぐる日中の比較研究—通商産業政策における行政指導を中心に」が顕著な研究業績であると認め、本研究科の博士号審査基準③に照らして、博士（学術）の学位を授与するに値するものと判断する。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。